

(介護予防)特定施設入居者生活介護または  
 特定施設入居者生活介護（短期利用型）重要事項説明書  
 (令和7年4月1日現在)

説明区分

	(介護予防)特定入居者生活介護
	特定入居者生活介護(短期利用型)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名 特定施設入居者生活介護 向島ケアハウス  
 指定更新年月日 平成28年10月1日  
 (開設年月日 平成22年10月1日)  
 所在地 広島県尾道市向島町 15644 番地  
 電話番号 0848-44-8282  
 管理者 青山 一雄  
 介護保険指定番号 特定施設入居者生活介護（広島県 第3471101976号）

(2) 特定施設入居者生活介護向島ケアハウス又は特定施設入居者生活介護(短期利用型)の方針  
 当事業者は、特定施設サービス計画、または短期利用特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、相談および援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。  
 また明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の介護保険施設その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に勤めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

職 員	員 数 (常勤換算)	業 務 内 容
管 理 者	1 名	事業所運営全般に係る統括
看 護 職 員	1 名	利用者の日常生活の看護業務
介 護 職 員	10 名以上	利用者の日常生活の介護業務
生 活 相 談 員	1 名以上	利用者の日常生活の相談業務
機能訓練指導員	1 名	利用者の機能訓練に係る業務
計画作成担当者	1 名以上	利用者の特定施設サービス計画に係る業務
その他	必要に応じた数	

\*夜間は1名の介護職員を配置するものとする。

(4) 事業所の設備

	数	面積等
居室	55室	個室53室・夫婦室2室 各居室に便所・洗面台あり
一時介護室	1室	10.09 m <sup>2</sup>
食堂兼 機能訓練室	1室	141.12 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1室	46.19 m <sup>2</sup>
食堂	1室	183.45 m <sup>2</sup>
浴室	2室	計 141.12 m <sup>2</sup> 特殊浴槽あり
便所	2箇所	共用便所

(5) 窓口対応 8時30分～17時30分

\*土・日・祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)は、日直体制となります。

\*緊急連絡先 0848-44-8282

(6) 入居定員 57名 (一般型 27名、介護型 30名)

## 2. サービス内容

(1) 特定施設サービス計画または短期利用型特定施設サービス計画の作成

利用者の皆様が安心して健やかな日常生活を過ごして頂けるような特定施設サービス計画または短期利用型特定施設サービス計画が作成され、それに基づいてサービスが提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって作成されますが、その際ご本人・代理人の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意を頂くようになります。

(2) 食事

栄養士等により、心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供いたします。

朝食 7時20分～8時30分

昼食 11時30分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分

\*食事は原則として、2階食堂でお取り頂きます。

(3) 入浴

一般入浴の他、入浴介助を要する利用者には特別浴槽で対応致します。利用者は週に2回以上ご利用頂きます。但し、利用者の健康状態に応じて清拭になる場合がございます。

(4) 健康管理

看護・介護職員が常勤しておりますので、利用者の状態に照らして適切な看護・介護を行います。

(5) 一時介護室へ移る場合の条件及び手続

- ①利用者の介護は居室及び必要な場所で行うこととします。但し夫婦室の利用者に限り、利用者の適切な介護のために必要とする場合は、一時介護室において介護します。
- ②前項の一時介護室へ移る場合の条件は次のとおりとします。
  - ・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い場合
  - ・利用者の状態が急変した場合
  - ・介護量の増加など、居室におけるサービスでの対応が困難な場合
  - ・その他、管理者が必要と認めた場合
- ③前項の判断に際し、入居契約書に基づき利用者及び後見人（後見人がいない場合、利用者の家族または身元引受人）の意思の確認を行い、同意を得るものとします。

(6) 機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、事業所内での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

(7) レクリエーション

利用者の状態に合ったレクリエーションが行われ、ご希望によって参加いただきます。その他様々な行事が行われます。行事によっては、別途料金がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明の上、ご承諾を頂きます。

(8) 相談援助サービス

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含めてご相談頂けます。また退居時の支援等も行います。

(9) その他のサービス

役所の手続等ご希望によって代行いたします。サービスによっては料金をいただくことがあります。

### 3. 利用料金 (介護予防)特定施設入居者生活介護または特定施設入居者生活介護 (短期利用型)

	1日当たりの利用料金	1日あたりの自己負担		
		1割	2割	3割
要支援1	1,980円 (※)	198円 (※)	396円 (※)	594円 (※)
要支援2	3,380円 (※)	338円 (※)	676円 (※)	1,014円 (※)
要介護1	5,850円 (※)	585円 (※)	1,170円 (※)	1,755円 (※)
要介護2	6,570円 (※)	657円 (※)	1,314円 (※)	1,971円 (※)
要介護3	7,330円 (※)	733円 (※)	1,466円 (※)	2,199円 (※)
要介護4	8,030円 (※)	803円 (※)	1,606円 (※)	2,409円 (※)
要介護5	8,780円 (※)	878円 (※)	1,756円 (※)	2,634円 (※)

#### 加算料金

項目	1月あたりの利用料金	1月あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
経過改善加算 (Ⅲ)	利用総単位数×0.088×10 (※)	利用総単位数×0.088×10×利用者負担割合		

※・(※)印の料金につきましては、保険単位数を基に少数を含む算定を行う為、実際の料金とは多少誤差が出る場合がございますのでご承知おきください。

利用料金には、介護保険サービス利用料金とその他の料金があり、法改正等により変更になる場合がございます。

#### (1) 介護保険サービス利用料金

基本料金と加算料金(加算の要件を満たしている場合に限る)があり、要介護認定による要介護度により異なります。自己負担額につきましては、介護負担割合証に基づき原則として基本料金の1割又は2割及び3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

#### (2) その他の料金

- ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- ② おむつ代
- ③ その他の日常生活費

事業所でご用意するおむつ代、事業所が実施する有料の行事の費用、理美容代、事業所が利用者に日常生活必需品を提供した場合などその実費相当分を請求します。

(3) 利用料金の徴収に際しては、あらかじめ入居者またはその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとします。

(4) 利用料金の額が変更となった場合及び新たに費用の徴収が必要となった場合などは、その都度、入居者またはその家族に対し説明し、同意を得るものとします。

#### (5) 支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法はご契約の時に決めさせていただきます。

#### 4. 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合には主治医の指示のもと速やかに対応できるようにしています。

名 称 尾道市立市民病院

住 所 広島県尾道市新高山 3-1170-177

\*緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「契約書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

#### 5. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・面会は、原則として午前9時から午後4時30分までとします。
- ・消灯時間は、午後9時とします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、物によっては料金のかかる場合もございますので、担当職員までご相談下さい。
- ・金銭・貴重品の管理は、ご希望に応じて事業所でお預かり致します。

#### 6. 衛生管理等

- ・特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

#### 7. 非常災害対策

(1) 当施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため地域住民との連携に努め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定等を行います。

災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）を実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災報知機等

防災訓練 年2回

#### 8. 虐待の防止のための措置に関する事項

入所者に対する虐待等を防止し、早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、必要な体制の整備を行い、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修（新規採用時及び年2回以上）の実施
- (5) 虐待防止委員会を設置し、定期的の実施するとともに、その結果を従業者に周知徹底する
- (6) 虐待防止のための指針の整備
- (7) 前(4)(5)(6)の措置を適切に実施するための担当者の選定をする
  - ・虐待の早期発見の為、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談につきましては、苦情解決体制、又は以下をご利用下さい。

◇尾道市向島地域包括支援センター 0848-41-9240

## 9. 禁止事項

- ・火気の取り扱い・喫煙は、禁止とさせていただきます。
- ・ペットの持ち込みは、禁止とさせていただきます。
- ・他利用者への迷惑行為は、禁止とさせていただきます。
- ・当事業所では、多くの方に安心して日常生活を送って頂く為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止致します。

## 10. 秘密保持

- (1) 事業所及び事業所の使用するものは、個人情報保護法を遵守し、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、利用者または利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または当該家族の個人情報を用いません。

## 11. 事故発生時の防止及び発生時の対応

安全かつ適切に、室の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のため次のように対応します。

- (1) 事故発生防止及び発生時の対応の担当者の定をする
- (2) 事故発生防止のための指針の整備をする
- (3) 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底

する体制の整備をする

(4) 事故防止委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施をする

当施設では事故が発生した場合には人命尊重を基本にして、次のように対応します。入所者の家族等入所者又は代理人が指定する者及び広島県に速やかに連絡します。

**1 2. 身体拘束について**

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

**1 3. 感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための措置**

(1) 感染症、食中毒の予防及びまん延防止のために次のように対応します。

①感染防止委員会を設置しおおむね3か月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底します。

②指針の整備を行い、研修、訓練（シミュレーション）を実施します。

③前2項にあげるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定等を行います。

感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）を実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

**1 4. 要望及び苦情等の処理体制および手順**

当事業所には、相談の専門員として生活相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。（電話 0848-44-8282）

要望やサービスの提供及び個人情報の取り扱いに関する苦情などは、生活相談員、苦情受付担当者にお寄せ頂ければ、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の皆様の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。把握した状況について管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて連絡調整を行い対応方法について利用者の皆様への報告を行います。

また、要望や苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めること等を考慮して、第三者委員を活用できる体制も調整しておりますので、ご相談下さい。

第三者委員 杉原 悠紀子 0848-45-3121  
川口 淳子 0848-41-2137

市町村窓口 尾道市役所 高齢者福祉課 介護保険係  
尾道市久保1丁目15番1号  
0848-38-9440  
受付時間 8:30~17:15

広島県国民健康保険団体連合会

082-554-0783

#### 15. 第三者評価の実施状況

・実施の有無 : 無し

#### 16. その他運営に関する重要事項

その他、当事業所についての詳細はパンフレットを用意してありますので、お申出下さい。

特定施設入居者生活介護向島ケアハウスを利用するにあたり、本書面にに基づき、重要事項に関して説明しました。

<事業者>

所在地 広島県尾道市向島町15644番地

名称 社会福祉法人 むつみ会 印

説明者 所属 特定施設入居者生活介護  
向島ケアハウス

氏名 印

私は、本書面より事業所から特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住所 (〒 )

氏名 印

<代理人>

住所 (〒 )

氏名 印  
(利用者との続柄)

<代理人>

住所 (〒 )

氏名 印  
(利用者との続柄)